○環境省告示第二号
国土交通省

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年三月厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
給水装置の構造及び材質の基準に係る試験	給水装置の構造及び材質の基準に係る試験
第１　（略）	第１　（略）
第２　省令第２条第１項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。	第２　省令第２条第１項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。
１　浸出用液の調製	１　浸出用液の調製
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　調製方法	⑵　調製方法
ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度0.3mg／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／ｌ炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／ｌ塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１ｌとする。	ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度0.3mg／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／ｌ炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／ｌ塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１ｌとする。
この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／ｌ水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）mg／ｌ、アルカリ度35（±５）mg／ｌ及び残留塩素0.3（±0.1）mg／ｌになるように調製する。	この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／ｌ水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）mg／ｌ、アルカリ度35（±５）mg／ｌ及び残留塩素0.3（±0.1）mg／ｌになるように調製する。
水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。	水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。
pH値 ／ ガラス電極法	pH値 ／ ガラス電極法
カルシウム、マグネシウム等（硬度） ／ フレーム―原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、連続流れ分析―誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ／ フレーム―原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）
２　（略）	２　（略）